

令和2年

11月定例総会会議録

酒田市農業委員会

令和2年11月定例総会 会議録

1 日 時 令和2年11月12日(木) 午前9時30分 開議

2 場 所 平田農村環境改善センター 多目的ホール

3 出席委員(27名)

1番	佐藤 良平	委員	2番	庄司 隆	委員	3番	白畑ちか子	委員
4番	伊與田明子	委員	5番	佐藤 玲子	委員	6番	佐藤 良	委員
7番	石井 光一	委員	8番	池田 良之	委員	9番	土田 治夫	委員
10番	佐藤 浩良	委員	11番	佐藤 茂樹	委員			
13番	齋藤 均	委員	14番	児玉 昭一	委員	15番	荘司太一郎	委員
16番	須田 正弘	委員	17番	尾形 大介	委員	18番	佐藤 耕造	委員
19番	五十嵐弘樹	委員	20番	飯塚 将人	委員	21番	富樫 一彦	委員
22番	柿崎 一美	委員	23番	後藤 保喜	委員			
25番	五十嵐直太郎	委員	26番	関口 友子	委員	27番	佐藤 清一	委員
28番	荘司 研治	委員	29番	大場 重樹	委員			

4 欠席委員(1名)

24番 五十嵐 亨 委員

5 事務局職員出席者

事務局長 村岡 修 事務局次長 遠田 博 農地主査兼係長 阿彦智子
主事 佐藤輝一
専門員 後藤重明 調整主任 門脇正博 主査 五十嵐則子

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第5条届出書の受理について
3. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
4. 解約
5. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第48号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第49号 農地法第5条の規定による許可申請について
議第50号 農用地利用集積計画について
議第51号 令和3年度酒田市参考農作業賃金・参考農作業料金について

開 会
(午前9時30分 開会)

○村岡事務局長

それでは、ただいまから令和2年11月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。
開会にあたり、五十嵐会長が挨拶申し上げます。

○五十嵐直太郎 会長
(会長 挨拶)

○村岡事務局長

ありがとうございました。
総会の議長は、酒田市農業委員会規定第19条により、会長が務めることとなっております。五十嵐会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、皆様のご協力によりまして、議事を円滑に進行してまいりたいと思います。
本日の欠席委員は、24番、五十嵐亨委員です。19番、五十嵐弘樹委員が少し遅れることとの連絡が入っております。
定足数に達しておりますので、本日の会議を開催いたします。
お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

◎議事録署名委員の選任

○五十嵐直太郎 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。選任の方法は、議長にご一任願ひます。
議事録署名委員に、8番、池田良之委員、9番、土田治夫委員の両名にお願ひいたします。

◎報告事項

○五十嵐直太郎 議長

それでは、報告事項について事務局の説明を願ひます。

○村岡事務局長

報告事項については、議案の1ページからになります。
今回の報告事項は、(1)農地法第3条の3届出書の受理について8件、(2)農地法第5条届出書の受理について4件、(3)地目変更登記に係る照会に対する回答について3件、(4)解約1件、(5)農地法第18条第6項の規定による通知受理について82件、以上98件について担当より説明いたします。

○阿彦主査兼農地係長
(報告事項の報告)
報告事項は以上です。

○五十嵐直太郎 議長

報告事項ではございますが、6ページから22ページまで、かなり量がありますので、1分程度時間を設けますので、自分の関係するところ等を黙読願ひえればと思います。お願ひいたします。

(黙読)

○五十嵐直太郎 議長

それでは、黙読を終了させていただきます。

ただいま事務局から説明ありました報告事項ではございますが、皆さんのほうから何かご質問、ご意見等ありますか。何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

それでは、ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議第48号 農地法第3条の規定による許可申請について

○五十嵐直太郎 議長

これより議事に入ります。

議第48号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第48号 農地法第3条の規定による許可申請については、2件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。詳細について説明申し上げます。

○阿彦主査兼農地係長

議案書23ページになります。今回の農地法第3条の規定による許可申請につきましては、全ての案件におきまして要件欄に記載のありますとおり、全部効率活用要件、農業常時従事要件、地域との調和要件、その他、経営面積まで、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。また、農業者年金への影響が出るものはございません。

それでは、酒田38番、藤塚の〇〇さんから豊里の〇〇さんへ。土地の表示では、宮海の登記地目が山林の箇所1筆になります。こちらの現況は畑となっております。このたび隣地の宅地箇所と合わせて買い受けを行うということでございます。別添資料の1ページに10アール当たりの価格が載っております。10アール当たりが8万4,000円ということでございますが、今申し上げた宅地と合わせて総額では5万円での売買となるものでございます。申請理由は相手方の要望になります。平田、お願いします。

○平田総合支所 五十嵐主査

平田10番です。田沢の〇〇から山谷〇〇へ。こちらは田沢の田3筆を相手方の要望による贈与での所有権移転です。こちらの農地は渡し人の旦那さんが亡くなられて数年たちますが、あまり条件がよくなく、受け手が見つからずにいたものです。贈与税については、税務署へ確認するよう説明してあります。以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いします。

○20番 飯塚将人委員

20番、飯塚です。

11月5日に、第2班による農地調査委員会を行っております。

議第48号 農地法第3条の規定による許可申請については、農地調査委員会では許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。今回の議案の中で、地元農業委員からは現地調査の結果では、特に疑義のある報告は受けていない

ということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば初めにお願いいたします。
何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。
ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、それでは、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、許可決定といたします。

◎議第49号 農地法第5条の規定による許可申請について

続きまして、議第49号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

○村岡事務局長

議第49号 農地法第5条の規定による許可申請については、2件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。詳細について担当が説明いたします。

○阿彦主査兼農地係長

それでは、24ページお開きください。議第49号です。

酒田17番、生石の〇〇から生石の〇〇へ、生石の田2筆につきまして、住宅敷地として所有権移転の申請となっております。農地区分は、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ということで、2種と判定しております。また、許可基準は日常生活上必要な施設で、集落に接続していることから、許可基準を満たしているものと考えます。

では、別添資料をお開きください。

2ページに位置図、3ページに案内図がありますので併せてご覧ください。当該地につきまして、案内図をご覧くださいますと、滝野沢集落と国道345号の間にある箇所でございます。2ページの字切図をご覧ください。

字切図の中で79の7、79の8、79の9と記されているところが国道でございます。今回の申請地はそちらの国道に隣接している箇所でございます。79の13、79の11の2筆の転用となります。

別添資料の1ページに10アール当たりの対価が載っております。10アール当たりが1,212万1,000円ということでございますが、総額にいたしますと600万円での売買となるものでございます。

なお、こちらは「田」の地目ではございますが、平成9年に渡人の母が5条許可を得ている箇所でございます。その際に土地改良区からの同意等は得ているということで、今回は確認対象地から外れておりました。それで土地改良区からの承諾書が不要となっております。詳細につきましては、地元の庄司委員から補足をお願いしたいと思います。後ほどスライドでもご説明いたします。

続きまして、議案書のほうにお戻りください。

酒田18番、申し上げます。広野の〇〇さんから錦町五丁目の〇〇さん、〇〇さんへ。広野の畑1筆につきまして、住宅敷地としての所有権移転の申請となります。

農地区分は、公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地ということで2種と判定しております。また、日常生活上必要な施設で、集落に接続しているため、許可基準を満たすものと考えております。

別添資料の4ページの位置図と5ページの案内図を併せてご覧ください。

位置図のほうから申し上げます。場所につきましては、そでうら農協さんのAコープと産直いちご畑がある場所から道路を挟んだところでございます。案内図に「字奥井」となっているところです。農用地区域は白地となっております。このたび住宅を建てるということでございまして、市街化調整区域ではありますが、少し以前に要件が緩和されたことに伴い、今回の計画となったものです。別添資料の1ページのほうに10アール当たりの対価が載っております。酒田18番、709万2,000円の対価でございますが、総額では238万3,000円となります。後ほどスライドでご確認をお願いいたします。(スライドを映写)
スライドは以上になります。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○20番 飯塚将人委員

20番、飯塚です。

議第49号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。初めに、酒田17番の現地調査の結果を庄司隆委員より報告願います。

○2番 庄司 隆委員

2番、庄司です。

10月30日に、事務局と私とで現地を確認いたしました。私は常にここを通っております。今、説明ありましたように、平成9年ですか、申請地脇の◇◇さんの家を建てるときに、〇〇さんのお母さんが一緒に家を建てる予定で転用申請して、土地は購入していたんですけども、病気で亡くなりまして、そのままになっていました。そして今年、集落内の一番奥にあるんですが、誰も家の人は家にいなくて原因がはっきりと分からなかったんですけども、夏に火災がありました。そこは、急傾斜地になっているものですから、市のほうからここには家建てられないということで、再建築する場合は違法というか、法的にはもう建てられないという状況になっておりますので、どうしてもここを出なければならないということになりました。

それで、〇〇さんがここに家を建てたいということの、いきさつになっておるようです。

ここは基盤整備も入っていない場所でありまして、白地で民家もその隣にありますし、条件的には何ら問題ないと思っておりますので、ご審議のほどよろしく願います。

○五十嵐直太郎 議長

ありがとうございました。

続きまして、酒田18番の現地調査の結果ですけれども、それでは、これ25番、五十嵐として、私のほうから申し上げます。

案内図、位置図を見ていただければ分かりますけれども、この場所は白地です。ただ、市街化調整区域の網に入っている場所でございます。地域としては地元に住居してもらえるのは大歓迎で、何十年も前から待っていた状態なんですけど、都市計画法の網がありまして、なかなかできずにいたところ、先ほど説明があったとおり、その要件が若干緩和になりました。いろいろ候補地を検討したようですけれども、広野のここを選定したようです。先ほどスライドでご覧になったとおり、周りには住宅が建っています。まず皆さんからよろしくご協議をいただければと思います。

以上です。それでは、これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。議第49号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第49号については許可決定といたします。

◎議第50号 農地法第5条の規定による許可申請について

続きまして、議第50号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第50号 農用地利用集積計画については、1、一般事業、(1)利用権の設定15件、2、農地中間管理事業、(1)利用権の設定223件の計画の申出がありました。その可否を決定しようとするものであります。詳細について説明いたします。

○阿彦主査兼農地係長

議第50号 農用地利用集積計画についてです。

今回ご審議いただく農用地利用集積計画の全件につきましては、要件欄に記載のありますとおり、全部効率活用要件、農業常時従事要件、自立、意欲、能力要件、認定農業者等、経営面積、農地利用の基本構想適合まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件及び酒田市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構造の各要件を満たしているものと考えます。また、農業経営基盤強化促進事業の対象とすることに不適正な事実がないことを地元農業委員からあらかじめ確認をしていただいております。

それでは、25ページのほうをご覧ください。

1番、一般事業、(1)利用権の設定です。今回この一般事業のほうにつきましては、契約年数が10年、賃借料が1万1,000円を基本形として、それ以外についてご説明を申し上げます。

それでは、西荒瀬51番です。こちら、田が1万1,000円、畑が4,000円の賃借料設定で、更新契約となります。次のページ、お開きください。

東平田26番、5年の契約となります。先ほど18条6項で解約を行った土地です。新規の契約となります。東平田27番、こちらも5年の契約で、新規契約となります。

新堀23番につきましては、賃借料が4,000円で8年の契約となります。借受人が既に契約されているほかの契約の終期に合わせたものとなっております。27ページです。

広野29番、賃借料が4,000円の土地は、大豆を作付けているとのことで、新規の契約です。

続いて、袖浦34番、袖浦35番、同じ借受人でございます。借受人の代表の父の名義で借りていたものをこのたび法人名義で新規契約となるものがございます。賃借料が6,000円、契約年数は5年でございます。袖浦36番です。賃借料が4,000円、6年の契約となりまして、円滑化事業からの切替えとなるものがございます。28ページご覧ください。

袖浦37番は、賃借料が4,000円となります。10年の更新契約です。

浜中の6番、こちら賃借料が6,000円で5年の契約となります。登記簿地目に山林が含まれている箇所がございますが、現況は畑でございます。

八幡お願いいたします。

○八幡総合支所 後藤専門員

八幡の97と98番の2件になります。どちらも更新の契約になります。97番が前回契約と同額の賃借料7,000円で、そのほかは1万円での5年の契約になります。98番は賃借料11,000円の10年更新契約になります。以上です。

○平田総合支所 五十嵐主査

続いて、平田119番です。こちらは条件が少し悪いところが1万円、あとは1万1,000円です。5年

の新規になります。以上です。

○阿彦主査兼農地係長

続きまして、29ページご覧ください。

2番、農地中間管理事業、(1)利用権の設定となります。公告予定日が令和2年の11月17日の予定です。なお、今回の農地中間管理事業につきましては、酒田市では今年から一括方式を採用しています。従来の配分方式では、いったん土地の所有者からやまがた農業支援センターへの貸付案件があり、その後、やまがた農業支援センターから耕作予定者への配分案件が出る形となりますが、今年度からは同一の農用地利用集積計画をもって酒田市の公告により一括で計画決定されるようになります。

また、その案件の中では、契約の始期を3通り設定しております。理由として、機構集積協力金の申請を予定しているものについては、年内の借り受け開始が要件となるため、令和2年11月18日が始期となっております。それ以外の契約については、円滑化事業満了に伴う中間管理事業への切替えがほとんどとなっており、本来であれば、既契約の途中解約手続が必要となります。それを4月以降の始期に設定することで解約の事務処理が不要となるため、令和3年の4月1日と4月19日に設定をしているものでございます。なお、4月1日の設定に関しては、JA庄内みどり管内のもの、4月19日についてはJAそでうら管内のものとなっております。

また、今回上程している内容につきましては、8月31日に開催されました農地集積センター本店会議において決定された内容でございます。

それでは、29ページからお目通しをお願いしたいと思います。

説明は以上です。

○五十嵐直太郎 議長

農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○20番 飯塚将人委員

20番、飯塚です。

議第50号 農用地利用集積計画について、農地調査委員会では特に問題はないとの意見報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは質疑に入ります。議案の件数が多いため、農地集積センター本店会議で決定された内容ではありますが、審議の前に精査のための時間を一、二分ほど設けますので、休憩をせずに黙読をお願いいたします。

(黙 読)

○五十嵐直太郎 議長

それでは、そろそろ黙読の時間を閉じたいと思います。

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。

6番、佐藤良委員、15番、荘司太一郎委員、21番、富樫一彦委員、23番、後藤保喜委員に該当する案件がありますので、この計画を先に審議します。

4名の方に退席を求め、暫時休憩いたします。

午前10時16分 休憩

午前10時17分 再開

○五十嵐直太郎 議長

議事を再開します。質疑に入ります。

議案書50ページ以降について、議事参与の制限の係る案件番号を申し上げます。

2、農地中間管理事業(1)利用権の設定について、袖浦5番、7番、10番、14番、17番、21番、25番、28番、37番、38番、39番、40番、42番、47番、54番、56番、61番、72番。続いて、69ページからの松山66番、67番、71番、72番、76番、80番。続いて、74ページの平田11番について、ご質問、

ご意見のある方お願いいたします。
少し分かりづらいかもかもしれませんが、何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。採決に入ります。
袖浦案件の5番、7番、10番、14番、17番、21番、25番、28番、37番、38番、39番、40番、42番、47番、54番、56番、61番、72番、松山案件の66番、67番、71番、72番、76番、80番、平田案件の11番の25件を計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、これら25件を計画決定といたします。
ここで、6番、佐藤良委員、15番、荘司太一郎委員、21番、富樫一彦委員、23番、後藤保喜委員の4名の退席を解除し、暫時休憩といたします。

午前10時20分 休憩

午前10時21分 再開

○五十嵐直太郎 議長

再開いたします。続きまして、これまで計画決定した議事参与の制限以外の議案について審議します。何かご質問、ご意見のある方お願いいたします。
質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。採決に入ります。
議事参与の制限以外の議案を計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議事参与の制限以外の議案を計画決定といたします。
以上により、議第50号については全て計画決定となりました。

◎議第51号 令和3年度酒田市参考農作業賃金・参考農作業料金について

続きまして、議第51号 令和3年度酒田市参考農作業賃金・参考農作業料金についてを上程の上、議題といたします。事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第51号 令和3年度酒田市参考農作業賃金・参考農作業料金については、農地法及び農業委員会等に関する法律の規定により、令和3年度に適用する内容を定めて情報提供を行おうとするものです。詳細について説明いたします。

○阿彦主査兼農地係長

議案書75、76ページをご覧ください。議第51号です。
令和3年度の酒田市参考農作業賃金、農作業料金、賃借料についての説明をいたしますが、先月の協議会にて詳細を説明しておりますので、詳しくは割愛いたします。なお、参考農作業賃金につき

ましては、最低賃金の改定によりまして、昨年度に比べて全て10円ずつ単価が上がっております。また、参考農作業料金につきましても、近況の資材に係る市場価格での再計算によりまして、耕起、代かき、苗、苗運び、それから乾燥、草刈り等の料金が上がっているところでございます。詳細はご覧ください。説明は以上です。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入るわけですが、農業振興委員長から一言何かあればお願いします。

○9番 土田治夫委員

9番、土田です。今、事務局から説明あったとおり、別件の協議会で説明はいたしました。そこから大きく変わっておりません。年々機械は僅かずつですが高くなっております。最低賃金のほうも、県は限りなく1,000円にもっていきたいというようなことですが、このコロナ禍の影響で大幅な引上げは多分見送らざるを得ないじゃないかなと思われまして。ということで、まずご理解のほど、よろしくご審議のほどお願いいたします。以上です。

○五十嵐直太郎 議長

ありがとうございました。
暫時休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時26分 再開

○五十嵐直太郎 議長

それでは、議事を再開いたします。

ただいま事務局から令和3年度酒田市参考農作業賃金・参考農作業料金について説明がありました。そのことについてご質問、ご意見のある方お願いいたします。
ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

それでは、ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第51号 令和3年度酒田市参考農作業賃金・参考農作業料金についてを原案のとおり決定し、情報提供することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第51号については決定といたします。

閉 会

以上をもちまして、令和2年11月定例総会を閉会いたします。
どうもご協力ありがとうございます。

(午前10時27分 閉会)